

# 国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 医療制度改革について

- (1) 医療制度改革を実施するに当たっては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国の責任において安定財源を確保することにより、財政基盤の強化を図ったうえで、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行うこと。

また、その再編・統合の時期については、早期かつ確実に実現するため、当該施行時期を明確に示すこと。

なお、新たな制度への移行に際しては、被保険者や現場に混乱を招くことのないよう、都市自治体の意見を尊重するとともに、十分な準備・広報期間を設けること。

- (2) 医療制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都市自治体の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること。

## 2. 国民健康保険制度について

- (1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (2) 制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について、早期に情報提供すること。

- (3) 国保保険料（税）の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (4) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (5) 特定健康診査・特定保健指導について
  - ① 国保に義務付けられている特定健康診査・特定保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう保健師の人材確保等に係る財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

また、事業主健診の結果を保険者へ送付する仕組みなど国保と被用者保険等との円滑な連携の仕組み等を構築すること。
  - ② 特定健康診査等の充実を図るため、検査項目や基準単価等について、実態に即した見直しを行うとともに、都市自治体を実施している総合的な健康づくり事業について、支援策を講じること。
  - ③ 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (6) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、事務の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。
- (7) 出産育児一時金について、平成 22 年度の国庫負担割合を維持すること。

また、産科医療補償制度について、補償原資の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うこと。
- (8) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること。
- (9) 国保保険料（税）の統一的な減免制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (10) 特別調整交付金のうち「その他特別の事情がある場合」の交付基準を本来の交付目的に沿ったものとする。
- (11) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務など実効ある保険料徴収対策を講じること。
- (12) 医療費適正化を推進するため、医療機関等へのジェネリック医薬品の安

全性や有効性の周知・啓発を行うなど、実効ある対策を推進すること。

(13) 精神・結核の保険優先化等に伴う国保財政の負担増について、必要な財政措置を講じること。

(14) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

### 3. 後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

特に、平成 24 年度保険料改定において保険料増が見込まれる場合、国の責任において十分な財源措置を講じること。

(2) 健康診査の充実を図るため、検査項目について見直しを行うこと。

### 4. 東日本大震災関係について

被災した被保険者に係る一部負担金免除及び国保保険料（税）の減免に対する財政支援を平成 24 年度以降も継続して行うとともに、保険者の負担が増加することのないよう、財政措置を講じること。